

防府市告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十二月二十八日から十五日間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十八日

防府市長
池田豊

○五―〇四四	整理番号
四ノ榊三ノ榊線	路線名
大字浜方字大浜三ノ榊五三四番一地先まで	区間
令和四年十二月二十八日	供用開始の日